

《2018年5月法改正》

運用商品の再買付および
移換の取扱変更について

東京海上日動火災保険株式会社

運用商品の再買付

運用商品の再買付に関する取扱いの変更について

「加入者および運用指図者ご自身による運用商品の売買指示」以外に、事務手続き上の理由による資産売却が行われた際、端数金額が発生することにより、運用商品の再買付*を自動的に行う場合があります。

2018年5月の確定拠出年金法の改正に伴い、その『再買付』の取扱いが以下の通り変更になります。

*『再買付』とは・・・運用資産を売却して手数料等に充当する場合、運用商品の価格は日々変動するため、必要な支払額（手数料等）を十分にまかなえるよう、一定の割合で多めに資産売却します。その際に生じた差額は自動的に所定の商品の購入に充てられる仕組みとなっています。これを再買付と呼びます。

【2018年4月30日までの取扱い】

運用商品ガイドの一覧表に記載している「売買順」に従って資産売却、および再買付を行います。

【2018年5月1日以降の取扱い】

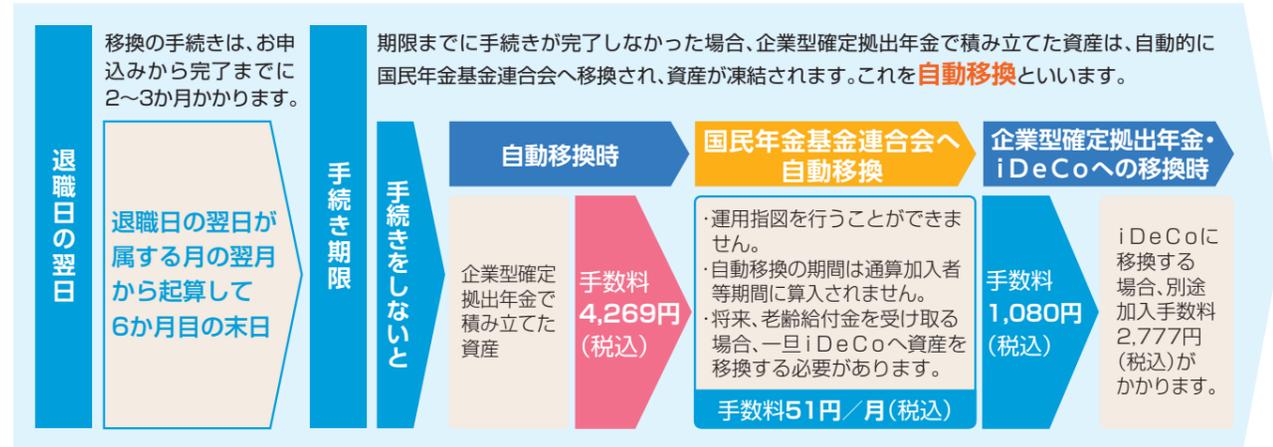
加入者および運用指図者が、掛金に対して指図している運用割合で再買付を行います。

なお、資産売却の取扱いに変更はありません。

※運用指図者については、加入者の際の掛金に対する運用割合の指図をそのまま引き継ぎます。

移換の取扱変更

- 移換手続きは、企業型確定拠出年金の資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の翌月から起算して6か月目の末日までに完了してください。
- 移換にあたり、これまでに積み立てた資産は全て売却され、「個人別管理資産移換依頼書」で指図した運用割合に応じて運用商品の買付が行われます。
- なお、企業型確定拠出年金の制度内容によっては、これまで積み立てた資産が会社に返還される場合があります(事業主返還といいます)。



(例)

- 退職日が3月30日(資格喪失日3月31日)の場合、手続き期限は9月末まで
- 退職日が3月31日(資格喪失日4月1日)の場合、手続き期限は10月末まで

※手数料は積み立てた資産から差し引かれます。詳しくは国民年金基金連合会のホームページをご確認ください。
※移換元の企業型確定拠出年金の運営管理機関等により、移換時に別途手数料がかかる場合があります。
※一度自動移換されると、記録の管理がされないため運営管理機関からの連絡は一切なくなります。改めて確定拠出年金加入者・運用指図者になる場合や、給付を受ける場合には自らご連絡をいただく必要があります。

「個人別管理資産移換依頼書」のご提出がなく、企業型確定拠出年金またはiDeCoに加入された場合



- 上記AまたはBのケースで移換金に対する運用方法の指定がない場合は、運用商品の買付が行われず現金として取り扱われますが、①掛金の運用割合または②指定運用方法が設定されている場合は、運用指図があったものとみなされ一定期間経過後に運用商品の買付が行われます。
- お客様ご自身で運用商品を指定する場合は、東京海上日動確定拠出年金コールセンターまたはインターネットから預替えを行ってください。

●このリーフレットは2018年5月1日時点の制度・税制をもとに作成しております。
●実際のお手続きに際しましては、移換キットまたは加入キットに同封されている資料をご確認のうえ、お手続きされますようお願いいたします。

お問い合わせ先

確定拠出年金に関するお問い合わせ・ご相談は
東京海上日動確定拠出年金コールセンター
0120-719-401
受付時間: 平日 午前9時～午後8時 土日 午前9時～午後5時
(祝日・振替休日・年末年始はお休みさせていただきます)

東京海上日動火災保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050



個人型確定拠出年金(移換手続きのご案内)

転職・離職時の資産の持ち運び(iDeCoへの移換)についてご案内します。

確定拠出年金



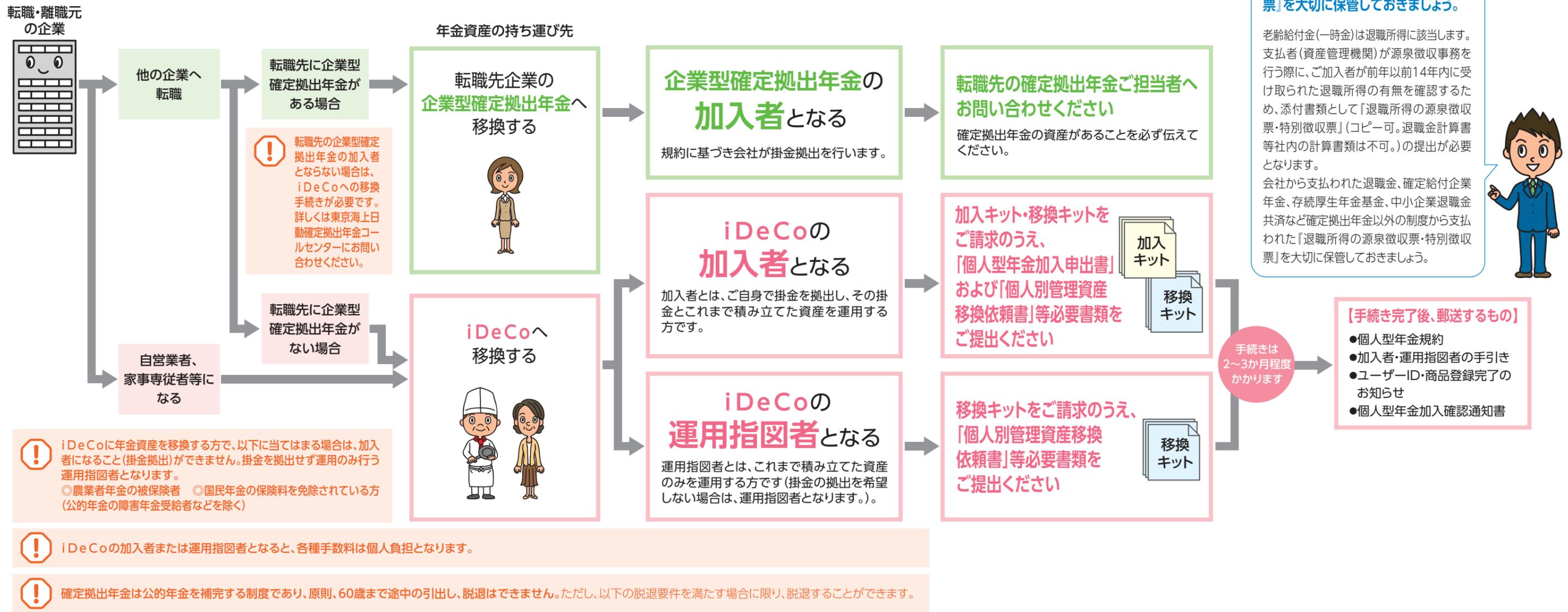
iDeCo普及推進キャラクター「イデコちゃん」



転職・離職時には年金の持ち運び(移換)手続きが必要です

確定拠出年金は原則、60歳まで途中の引出し、脱退はできません。そのため、転職・離職した場合、積み立てた資産を持ち運びする必要があります。

これを**移換**といい、ご自身での手続きが必要です。詳しくは下図をご確認ください。



企業型確定拠出年金の脱退要件

以下の①~③の条件を全て満たす必要があります。

企業型確定拠出年金に加入していた場合

- ① 企業型確定拠出年金・iDeCoの加入者または運用指図者でないこと
- ② 個人別管理資産の額(請求日の前月末日の残高に未入金掛金等を加え事業主返還額を控除した額)が1.5万円以下であること
- ③ 最後に加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6か月を経過していないこと

企業型確定拠出年金の脱退要件を満たさなかった場合でも、iDeCoの脱退要件を満たせば、脱退することができます。

iDeCoの脱退要件

※2017年1月1日以降に加入者資格を喪失した場合

以下の①~⑤の条件を全て満たす必要があります。

- ① 国民年金の保険料免除者であること*
- ② 障害給付金の受給権者でないこと
- ③ 通算拠出期間が1か月以上3年以下であること(企業年金等からの移換金がある場合は旧制度の加入者期間が通算されます)または請求した日における個人別管理資産の額が25万円以下であること
- ④ 最後に企業型確定拠出年金の加入者またはiDeCoの加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと
- ⑤ 企業型確定拠出年金からの脱退一時金の支給を受けていないこと

*第1号被保険者で、生活保護、申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予のいずれかの国民年金保険料の免除者